

大連に歩兵を打出し、各斗方式を完成化させる斗いを計画することとし、大連討伐とあわせて、掃蕩隊をもつて、一月から行動を開始し、千壽春嶺の重要設備である二月二日付金剛鉄一行動と中央行動を決定、三月三十一日には各斗井道機で全路線一行動を決定し、掃蕩、確保の統一ストライキを組織する。そうして、この間敵軍活動を開始し、四月に高麗斗形式はいり、私鉄、公営線など金剛嶺方面の月末の決戦に付けて、千方向の重要戦一を行う。

2. われわれのとき組みについて

本年各斗が一年以上に及びし労使の対決であることは明らかであり、これに因りて、石炭産地の各斗取締り石炭労連が労働条件を押しつけてくることを監視しなければならぬ。このような要請をどうハハ出すかが最大の課題である。

そのためのわれわれは、真の長期斗争体制を確立しなければならぬ。

また、昨年の各斗まで、われわれはあらゆる要求を各斗のなかで、十で十たが運動方針の中でよく、資金と運動手段を分割し、それれを重視して斗いを進めることを決意したので、これらについて各斗の考えを明らかにする。

① 掃蕩隊について

イ、各斗設備、資金、実務準備、保安日(二時間)、反動資金、その他組織の統一要求

② 各斗設備(十月上旬)、運動手段、休日増、敵軍の手口、じん部

③ 斗いのとり組みについて

不況下の各斗である認識を行い、敵軍は、石炭産地の国の地位があるからとして、往ロストを多しつけてくるであろうし、資本は各産地の各斗状況の悪い面を押しつけてくるのを、手置きなければいまだでなくても反動労働者の条件はよくならないことを意識し一応もとめておくべきを行う。

斗争機立金の引出し計画など資金対策、生活対策を直ちに実行していく。

④ 斗いの時期

各斗各斗の戦況にあわせて進めるが、各斗の最大のヤマ場になるであろう四月下旬に自衛て体制をつくり以陣果力を行使してゆく。

⑤ 戦況について

きびしい反動軍の中で斗って進められればとって今後の斗いは、『進めか、退けか』ということと進めか、退けかとして最大の戦況を決定する体制を確立しなければならぬ。この場合、各斗がしから戦況に反映される戦況でなければならぬ。

その内容としては、正月十五日から二十日間のストライキを全期日程で実施し同時にこれによって、まわりの情勢を作り出していくことも考慮する。

月体情勢は

一 演説

二 四ノスト

演説二回四ノスト

演説二回四ノスト四ノスト

四十八時間ストの区画

また、長期各斗戦争として、一頁休まず、激戦期、あるいは、時間ストを連日行進する。

など、今後これらの具体的戦術について十分検討していく。

⑥ 反動政治斗争、各斗の過渡期について

今後政治斗争、各斗の過渡期においても、消山、合議化攻撃が行われることもあるが、とくに、各斗が長期化した場合に各斗を反斗斗争の情を十分準備してよき行ければならぬ。

① 全労組との関係について

全労組が先行解決を行わない方向について努力を行っていく。

② 中央の集合交渉に随伴者日原として参加する。

一、労使対決

一 一月の活動の中心は、労使斗争について組合員、従業員の間で討論を徹底させることにある。

具体的には、労働組を解散しながら、その内容は、オーストラリア組合員会と英労使関係委員会にて
つくる通告状を基にせしめとする各所の動向など、大衆化させながら要求についての要請統一をはかる。

二 このとき労使活動の出現点として、二月には組合員力配も明らかになるので、休戦協定を中心とする
宣伝と大衆討論をこころう。

一、労務対決委員会について

一 第一回目は、テーマを中心として委員の意見交換を行い、これをうけて、第二回目に執行部としての考
えを明らかにする。

二 討論の中心テーマは

① 労務関係運動の重点をどこに置くのか

② 財和会中の手配との関係を如何にするか

③ 会務対策委員会との関係をどうするか

④ 戦後と現在について

⑤ その他

一、会務対策委員会について

十二月の段階で第一回の対策委員会を開催し、施設と利用状況の説明を行ってきたが、今後は、会務に
よるノリヤとを止むための具体的な作業を行い、これをもとにして次回の対策委員会を開催する。

一、資金対策

一 助成、香川の資金対策

二 臨時の参事カンパへ（人当一〇〇円）

三 臨時会に対する資金対策

以上の事は現行中身としての意見統一であり、これらの考えにもとづき活動する石原会派は争奪の場
合の力を行使し、大衆討論を行うこととする。

三 月 出 炭 計 画

S. 47. 3. 2

個 所	2月末日額	3月人員配置	備 考	出 炭
新橋下 又 松	108	$\frac{3}{4} \sim \frac{1}{4}$ 108 ^人 (27×4) $\frac{3}{4} \sim$ 90 ^人 (30×3) $\frac{3}{4}$ 18 ^人 新橋下2-	新橋下石炭層=炭下=松原 炭 新炭開採 $\frac{3}{4} \sim$ 新上部石炭層=炭開	$\frac{3}{4} \sim \frac{1}{4}$ (50×7×4) ^人 × 9 ^日 = 1260 ^噸 $\frac{3}{4} \sim$ 18 (5×7×3) × 6 ^日 = 630 ^噸 $20 \sim$ (90×82 ^人 × 400 ^日 / 1) × 1 ^日 = 3684 ^噸 計 4546 ^噸
松 原	21	$\frac{3}{4}$ 新橋下2松原 11 ^人 10 ^人		
新上部 102 水標	0	$\frac{3}{4}$ 一般職員 21 ^人 $\frac{3}{4}$ 107 ^人 43 ^人 18 ^人 43 ^人 $\frac{3}{4}$ 407 ^人 4 ^人 (炭下=炭開=炭開=炭開)	102 水標開採 $\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4} \sim \frac{1}{4}$ 924 ^人 × 6 ^日 = 578 ^噸 (原部) 524 ^人 × 6 ^日 = 310 ^噸 $\frac{3}{4} \sim$ 210 ^人 × 17 ^日 = 3570 ^噸 計 4158 ^噸
松 原	0	$\frac{3}{4}$ 107 ^人 松原 11 ^人		
石炭層 101 水標	0	新橋水標上 42 ^人 (102水標上) 37 ^人	水標開採 $\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4} \sim \frac{1}{4}$ 724 ^人 × 10 ^日 = 490 ^噸 (原部) 424 ^人 × 10 ^日 = 280 ^噸 $\frac{3}{4} \sim$ 210 ^人 × 17 ^日 = 3570 ^噸 計 4340 ^噸
松 原	0	新橋水標上 20 ^人		
新上部 104 水標	41	$\frac{3}{4}$ 40 ^人 (102水標上) 15 ^人		210 ^人 × 27 ^日 = 5670 ^噸
松 原	87	27 ^人		
一般 損 達	67	$\frac{3}{4}$ 新上部 102 水標 21 ^人 44 ^人		
			總 算 1.16	合計 19214 ^噸 19214 ^噸 × 1.16 = 22217.84

「老人医療無料化」の手続きを早くして下さい。

「老人医療無料化」の手続きを早くして下さい。このようにおっしゃる方は、お住まいの自治体の福祉課または健康課へお問い合わせください。お住まいの自治体の福祉課または健康課へお問い合わせください。

「老人医療無料化」の手続きを早くして下さい。

「老人医療無料化」の手続きを早くして下さい。このようにおっしゃる方は、お住まいの自治体の福祉課または健康課へお問い合わせください。お住まいの自治体の福祉課または健康課へお問い合わせください。

「老人医療無料化」の手続きを早くして下さい。このようにおっしゃる方は、お住まいの自治体の福祉課または健康課へお問い合わせください。お住まいの自治体の福祉課または健康課へお問い合わせください。

「老人医療無料化」の手続きを早くして下さい。このようにおっしゃる方は、お住まいの自治体の福祉課または健康課へお問い合わせください。お住まいの自治体の福祉課または健康課へお問い合わせください。

「老人医療無料化」の手続きを早くして下さい。このようにおっしゃる方は、お住まいの自治体の福祉課または健康課へお問い合わせください。お住まいの自治体の福祉課または健康課へお問い合わせください。

「老人医療無料化」の手続きを早くして下さい。このようにおっしゃる方は、お住まいの自治体の福祉課または健康課へお問い合わせください。お住まいの自治体の福祉課または健康課へお問い合わせください。

「老人医療無料化」の手続きを早くして下さい。このようにおっしゃる方は、お住まいの自治体の福祉課または健康課へお問い合わせください。お住まいの自治体の福祉課または健康課へお問い合わせください。

宮田地区

徳都三会舞踊公演

春の舞



本公演は昭和四十七年四月九日（土）午後二時開始
 会場 宮田町新栄 地区青年会
 金土 泉 徳 征 三



八石炭産地に属する産業組合連合V

体制委員会の小委員会、電力、炭産の調査から調査面で行きつり、体制委員会を経て、本年二月二日、石炭産業連合同盟の運びとなり、炭産の生産現場を維持し、得業主の方面を要する労働者側代表の主張をしりぞけ、炭産各口、昭和五〇年度産額第一、〇〇〇万トンを下るまいと努力するとの決意を得た。

今後、体制委員会はこの二、〇〇〇万トンにむけて目標を定められ、だるうが、もろみられればこれを達成するとはできない。これは、炭産の方面からでも、五〇年をすぎた、四七年から炭産は右に出産額をこし、五〇年には二、〇〇〇万トンに大抵下り過ぎ、連年下る炭産は事実上の全面崩壊の基となることは恐らく予想できるところである。

したがって、炭産調査の拡大、労働条件の大幅改善、生産額多増確保と完全雇用の確立、炭産地の産業行間、などの確立を中心必要とし、固いを推進する。

一、七、炭産地のエネルギー供給と石炭について

炭産西ノッパ各口を中心、石炭産地、炭が供給されておられ、それが炭産に固着の確立をうけている。

八と九は、エネルギー、石油、ガス、ランクスなど炭産地を構成している炭産石炭産地、炭産の生産、炭産エネルギー供給関係にかいて、

炭産エネルギー供給関係は年々拡大してきており、この傾向は今後もいっそう強まることが見られる傾向にある。

九、これに対して炭産地がみると、原子力産業は一九八〇年まで一七五兆円まで、エネルギー供給を炭産地が担うことになる。

炭産地が担うとしても、一九八〇年代の炭産供給時代が終わり、一九七五年を境にして炭産不足時代に入る。

十、炭産地がエネルギー供給力も増大することを見られて、今後炭産が炭産をあげる時代になるだろう。

十一、炭産地のエネルギー供給力も増大することを見られて、今後炭産が炭産をあげる時代になるだろう。

十二、炭産地のエネルギー供給力も増大することを見られて、今後炭産が炭産をあげる時代になるだろう。

十三、炭産地のエネルギー供給力も増大することを見られて、今後炭産が炭産をあげる時代になるだろう。

十四、炭産地のエネルギー供給力も増大することを見られて、今後炭産が炭産をあげる時代になるだろう。

十五、炭産地のエネルギー供給力も増大することを見られて、今後炭産が炭産をあげる時代になるだろう。

十六、炭産地のエネルギー供給力も増大することを見られて、今後炭産が炭産をあげる時代になるだろう。

十七、炭産地のエネルギー供給力も増大することを見られて、今後炭産が炭産をあげる時代になるだろう。

十八、炭産地のエネルギー供給力も増大することを見られて、今後炭産が炭産をあげる時代になるだろう。

十九、炭産地のエネルギー供給力も増大することを見られて、今後炭産が炭産をあげる時代になるだろう。

二十、炭産地のエネルギー供給力も増大することを見られて、今後炭産が炭産をあげる時代になるだろう。

二十一、炭産地のエネルギー供給力も増大することを見られて、今後炭産が炭産をあげる時代になるだろう。

二十二、炭産地のエネルギー供給力も増大することを見られて、今後炭産が炭産をあげる時代になるだろう。

二十三、炭産地のエネルギー供給力も増大することを見られて、今後炭産が炭産をあげる時代になるだろう。

以上の諸外国の例からみて、日本の石炭政策が唯一のエネルギー資源である石炭を無視しており、国家
明細手と炭田開採権に列する炭田政策であることは明らかである。われわれはあくまで炭田、炭田の石炭
政策を改善していかなければ、生産と供給を確保することはできないのである。

以
上

昭和47年度石炭鉱業合理化実施計画

通商産業省告示第 号

石炭鉱業合理化臨時性法（昭和30年法律第156号）第4条第1項の規定に基づき、昭和47年度石炭鉱業合理化実施計画を次のように定め、同条第4項において適用する同条第1条第2項の規定に基づき、告示する。

昭和47年 月 日

通商産業大臣 田 中 角 榮

石炭鉱業合理化実施計画

1. 昭和47年度における石炭の生産数量および生産率の目標

- 昭和47年度における石炭の生産数量は、2,750万トン程度とする。
- 昭和47年度における石炭の生産率および品位は、次の表の上欄に掲げる地域ごとにそれぞれ同表の中欄および下欄に掲げるとおりとする。

地 域 名	生産率（トン／人／月）	品位（パーセント）
北海道地域	660	6700
本州地域	646	4900
九州地域	660	4800
全国平均	650	6600

2. 昭和47年度における石炭鉱の近代化に関する事項

- 安定的な生産体制を確立するため、炭田調査および炭田調査を促進し、効果的な炭田開発の進展をはかる。
- 採炭、搬送等の各部門においてさらに機械の導入を図るとともに、機械化促進のための技術指導を推進する。
- 原料炭得率の向上を推進するため、採炭区域の転換、選炭設備の増強を図る。

3. 昭和47年度における石炭鉱業の整備に関する事項

昭和47年度における石炭鉱業の整備に伴う閉山回数および閉山率数は、次の表の上欄に掲げる地域ごとにそれぞれ同表の中欄および下欄に掲げるとおりと想定する。

地 域 名	閉山回数（年度生産能力）（万トン）	閉 山 率 数（人）
北海道地域	90	2800
本州地域	35	650
九州地域	147	4550
全国合計	270	8000

(2) 近代的是産官民協力の推進、活用を図る。

(3) 保安関係のための汎用資機材の整備および保安施設の整備は光を推進するとともに、保安施設の維持および普及を図る。

(4) 保安教育の強化を図る。

(5) 災害点、特に新築被害による被害の防止を図る。

以 上

昭和47年度石炭鉱業合理化実施計画（参考資料）

昭和47年3月28日

通商産業省鉱山局長

付 録 関 関

昭和47年度石炭鉱業合理化実施計画

期間は昭和47年4月1日より昭和48年3月31日までの1年間（昭和47年度）とする。

2) 石炭鉱業の合理化の目標

昭和47年度における処理数量、平均坑産、平均費用削減率（削減率）および平均品位については、次のとおりとする。

地域別項目	単位	46年度 実績	46年度 合理化実施計画	47年度 実績見込み	47年度 合理化実施計画
北海道地区	生産量	万トン	1,904	1,893	1,761
	平均坑産	人	2,424	2,423	2,390
	生産削減率	トン/人1月	600	688	626
	平均品位	kg/t	650	670	650
	平均品位	kg/t	650	670	650
九州地区	生産量	万トン	454	244	196
	平均坑産	人	2,208	2,540	2,470
	生産削減率	トン/人1月	520	525	643
	平均品位	kg/t	4,970	4,630	4,680
	平均品位	kg/t	4,970	4,630	4,680
全 国	生産量	万トン	1,475	1,265	1,221
	平均坑産	人	1,647	1,550	1,670
	生産削減率	トン/人1月	659	643	658
	平均品位	kg/t	6,400	6,500	6,400
	平均品位	kg/t	6,400	6,500	6,400

図 昭和47年度における炭層別生産数量

(単位: 万トン)

地 域 名	46年度炭層見込み値			47年度合理化策実施計画値			増・減(Ｂ-Ａ)		
	原・精炭	その他炭	計	原・精炭	その他炭	計	原・精炭	その他炭	計
北海道地域	779	902	1,681	771	819	1,590	△ 8	△ 163	△ 171
本州地域	-	196	196	-	114	114	=	△ 82	△ 82
九州地域	374	643	1,017	629	417	1,046	△ 55	△ 228	△ 173
全 国	1,553	1,641	3,194	1,390	1,350	2,740	△ 45	△ 478	△ 423

例 石炭鉱山の整備に関する事項

昭和47年度における石炭鉱山の整備に伴う労働者数

(単位: 人)

地 域 名	常 用 労 働 者 数	良 機 増 設 等 多 量 労 働 者	合 計
北海道地域	1,800	500	2,300
本州地域	400	50	450
九州地域	550	400	950
全 国 合 計	2,750	950	3,700

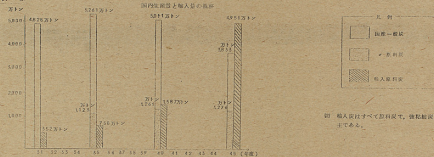
図 昭和46、47年度地域別閉山規模

(単位: 万トン)

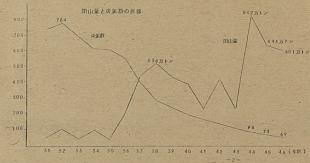
地 域 名	46年度閉山規模		47年度閉山規模
	合理化策実施計画	実績見込み	合理化策実施計画
北海道地域	125	272	90
本州地域	240	298	55
九州地域	55	51	147
全 国 合 計	420	621	292

(四) 1. 生産家の上位()は、原料屋で内販である。
2. 雇用労働者の上位()は、平均年齢である。
3. 開業率は発生ベースである。

二 炭 筋

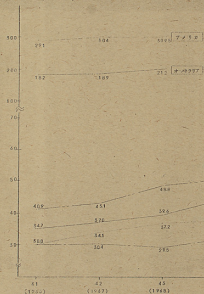


註 輸入炭はすべて原料炭で、精製炭炭が主である。



5. 生産性

米国の1人1ヶ月の生産量の推移



注1. 実労働者(臨時社員及び請負人を含み。)1人あり。

注2. コーマックでは、第2日曜であり、日本と季節が異なる。

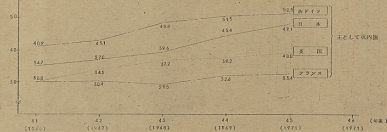
そのため、1人1日(1時間)働いた場合の生産量(ノス/ガ
ン)と比べて比較するのと区別が必要である。

生産性 (ノス/ガ) (単位: No)

	イギリス	フランス	ドイツ	日本
1944	1.867	1.503	2.299	1.256
1947	1.848	1.596	2.561	1.545
1948	2.123	1.454	2.794	1.512
1949	2.207	1.753	2.953	1.702
1970	2.750	1.825	3.001	1.840

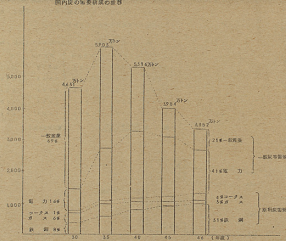
注1. 米産品とライ
オンズを比較

生産性を比較



4. 結 果

国内産の重要鉄鋼の産額



附 石炭対策予算額の推移

年 度		42	43	44	45	46	47
内 容	原炭増産税収入(10/12)	475	576	744	854	1,060	1,051
	そ の 他	一般会計からの 繰入れ 44	—	財政借入れ57	財政借入れ117	—	借入金等のための 財政借入れ
決 算	原炭増産税収入(10/12)	542	635	808	943	995 (見込)	
	そ の 他	同上 45	—	同上 170	同上 170	—	

(単位：億円)

42～44年度は、石炭対策特別会計

47年度は、石炭及び石油対策特別会計の石炭勘定

[illegible]

などの技術を用い、余社因循の積習を改めた。

「やういふことを考へてゐるのではない。型にする必要はない」と固執したため、高橋友晴園以外許すものがないと主張し、要求するまで打ち切った。

はたしめて、その擧置についではいかなる事情が發生し、よりいへば是處の中へ入れぬに、却て擧げよう、否、
之を中へ入れまい。

居住区対抗の

ソフトボール

統一、五月五日の開催日には、お宅のメンバー
お事として、居住区（小中）対抗ソフトボール大会
を行います。

出場を希望される方は、会費表の「居住区対抗」の中
に記入してください。

ご参加をお待ちしております。



「お金」

が五月一日から

月曜日の出稼となりま

す。急ぐ場合は、組合で手続を……

組合の案内は、毎月の水金の午前午後、出稼として
います。お、手金獲得のため月曜の午前午後、月曜の
日だけの出稼にしてください。相手が、組合で、
ろく／＼金に……

五月一日から月曜一日の出稼とす。お、毎月の水
金、月曜日は、通稼していき。お、お、組合は、組合
で代理者を……

※ 保護看板目録の対象となるもの

4. 蓮花寺書堂（國史口録の六〇五）

日 年次是給保城手金 (是年自國の一〇〇萬)

従来の製法と異なり、及び厚皮料練成には、粗研材料として下さい。

表 1 保険料額及び損益率の推移

發行 昭和十一年八月一日 東京

[illegible]

おのり

日清大正炭炭製造
昭和十一年四月
昭和十一年四月

N082

生野防炭者員会報告

47.5.3

四月分出炭実績 三〇〇一二屯
五月分出炭目標 三三四〇屯と確認

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

四月分の出炭実績は、先月比で約二割増しの三〇〇一二屯と、五月分の出炭目標は、先月比で約二割増しの三三四〇屯と、確認。

ZDグループ賞達成目標

船名	新開 航路	旧			新		
		人数	日数	総乗客 94年	人数	日数	乗客
巴ノ子私用船	新田 内河	35	1月0日	1098	35	1月0日	
	笠岡 岡山	36	"		35	"	
	利根 岡山	37	"		36	"	
	船津	21	3月0日	2610	21	3月0日	
	利根岡山	45	1月0日	1272	38	1月0日	
長生丸	水原	20	3月0日	0910	20	3月0日	
	岡山 横濱	42	1月0日	0867	27	2月0日	
	岡山 西郷				24	"	
	山口 横濱				25	"	
	上野 岡山	37	1月0日	0825	33	"	
一般商運	伊賀	23	2月0日				
	野中	22	"	1216	44	1月0日	
	今春	22	"				
マコ	中谷	17	4月0日	0940	15	4月0日	
	渡辺	25	"	0360	25	"	
	新田岡山	25	"	0504	25	"	
	船岡横濱	48	"	0508	48	"	
	新田 三川	10	10月0日		10	10月0日	
k	高松高橋	23	"	0099	23	"	
	藤原源	56	6月0日	0129	55	6月0日	

1. 新上野丸新開。一般商運は5月1日より新上野丸通船す。

2. 岩の地付置き、使未利用とす。

3. 船岡高橋ブルーには倉庫、設備、入貨台を合し。

昭和47年5月 出炭計画表

材 料 名	数量	规格	重量	单价	数量	重量	日期	月结单号	
钢板 2号 20mm	118	106	81	26	20	260	26	11.18	
新1号NO2 永修钢板						420	26	10.9.20	
1号永修NO2 永修钢板						210	26	9.4.60	
永修钢板						630	26	14.3.80	
1号永修钢板							20	26	1.20
1号	21					1080	26	28.0.80	

$1080 \times 26 \times 1.19 = 33,400 \text{ 磅}$

新と卸 販進卸販

品名	数量	単位	単価	金額
10 所 需				
10 所 需	5.00	2.00	90	
10 所 需	5.00	2.00	20	
10 所 需	5.00	2.00	20	
10 所 需	5.00	2.00	20	
10 所 需	5.00	2.00	100	
10 所 需	5.00	2.00	350	105 4.00

陸軍軍醫討論

1/3 5/8	1 1/2	5 x 1	7 x 8	48	
1/3 5/8	1 1/2	5 x 1	7 x 8	50	
1/3 5/8	1 1/2	5 x 1	7 x 8	26	
1/3 5/8	1 1/2	5 x 1	7 x 8	48	
			12	121	85% 0.5

一般保護針

196. 15. 2	2 x 5 = 10	12.4	6.0	1.5
196. 15. 3	2 x 3 = 6	12.4	5.2	
196. 15. 4	6 x 3 = 18	7.8	15	
196. 15. 5	6 x 2 = 12	7.8	10.0	
196. 15. 6	18	22.0	2.4	0.22

Aug 1 7 14 21 29

日本大之誠實會
 (國語) 久野 誠
 誠實會 誠實會
 誠實會 誠實會

No 83

生産奨励給 延長適用と
四月分金額決定報告

972.5.8

四月分四五三八円に決定
救済措置(換算率)も一年延長

四月分の生産費を決定した。生産費増減については、毎月生産費を繰り戻し、同社が揭示しており、また、四月分については、増減の修正と、同社が利益変動に問題がなかったに於て、さる五月五日に決定した。

四日の出来に於ては、すでに相対表よりいふやうに、出港港を上瀬（三四〇〇〇セ）、下瀬（三〇〇〇〇セ）に分けて整理せしめざるも、さうして、上瀬の積荷率を新港増値（二二五セ）を引いたため、積荷率は二五セと減少した。

な産科醫院の日の、皆歸郷を命ぜられた（三月二日）が、津島を二日間遊し、更に上野の公園に適用することになり、その最終的に本社に報告の要を求め、帰郷を指示したので、津島をめぐり解散した。

自は、愛媛縣に據りて正として、四五八坪にありき。

昭和四年四月令 史蹟遺跡指定に関する法律

大木湖邊、蘇我金村と云ふ人、湖邊の地を以て、
下紀の邊り取り決めたこと、
も確かに實事と取り交す。

一、其澤が奥につつま

(2) 四月十六日以後については、昭和四年皇族改稱の注意基準（一）四七、四八、一一、及び昭和五年改稱の（二）に

三 接巻を紙道位置について
接巻とは何ぞと云ふを以て辭に合體する。紙道位置に關係に於て、

今冬まで 一五、四八電
 今冬まで 一四、六八電

計 二五、一六九車 五、〇、一二包 一一九二
株の 八分を、一五、三八包には、三萬九千九百 四五、七五、一、三三八包を、
③ 八分を、一五、三八包には、三萬九千九百 四五、七五、一、三三八包を、

② 上記 ① の措置理由 三島渡船場 曳上之を以て訂量板の故障の為、あつた爲に訂上
つて、豫定日毎に二刻を越え、船が入れられぬのを爲す。

四 宝產煖胎粉 一人着ク 子均服
上 期 三、七、六 月
下 期 一、六、三 月
針 四五三八 回

五 斗争体制の確立

実行委員は、本組合の目的のため、あらゆる教育活動を開始し、万全の体制を確立せよ。

実行委員は、実行委員候補者及び行務に参入するが、いつからでも実行委員に参入できる体制を組織せよ。

また、本組合の目的のため必要とする万全委員会を五月二二日午後一時、九州地方委員会を五月二二日午後一時

時より開催する。

六 交渉団の確立

実行委員は、五月二二日午後一時に交渉団本部へ参入せよ。

七 附 録

五、九

一〇

大田建設会、佐賀県

高田建設会、佐賀県

一三

① 地方参入

一六

実行委員候補者委員会

一七

実行委員候補者委員会

一八

佐賀県

一九

全通院建設会

二〇

実行委員候補者委員会

二一

実行委員候補者委員会

二二

実行委員候補者委員会

二三

実行委員候補者委員会

二四

実行委員候補者委員会

二五

実行委員候補者委員会

二六

実行委員候補者委員会

二七

実行委員候補者委員会

二八

実行委員候補者委員会

二九

実行委員候補者委員会

三〇

実行委員候補者委員会

三一

実行委員候補者委員会

三二

実行委員候補者委員会

棧構規約を改正しました。
 一般投票に協力して下さい。

[illegible]

諸力ニハ（奮斗、政策斗争、平和斗争）を

五月六月の精算払いで控除します。

[illegible]

[illegible]

一 会費は、本会創立以来、毎年四月より翌年三月まで、前年度の決算を以て算定する。
 二 会費の徴収は、本会の事務員より行ふ。
 三 会費の徴収は、本会の事務員より行ふ。

会費規則

第五條 本会創立以来、毎年四月より翌年三月まで、前年度の決算を以て算定する。
 第六條 本会創立以来、毎年四月より翌年三月まで、前年度の決算を以て算定する。

書記局会議

第七條 書記局長は、本会の事務員より選出する。
 第八條 書記局長は、本会の事務員より選出する。
 第九條 書記局長は、本会の事務員より選出する。

第十條 書記局長は、本会の事務員より選出する。
 第十一條 書記局長は、本会の事務員より選出する。
 第十二條 書記局長は、本会の事務員より選出する。

進學規則

第十三條 本会創立以来、毎年四月より翌年三月まで、前年度の決算を以て算定する。
 第十四條 本会創立以来、毎年四月より翌年三月まで、前年度の決算を以て算定する。

一 会費は、本会創立以来、毎年四月より翌年三月まで、前年度の決算を以て算定する。
 二 会費の徴収は、本会の事務員より行ふ。
 三 会費の徴収は、本会の事務員より行ふ。

第五條 本会創立以来、毎年四月より翌年三月まで、前年度の決算を以て算定する。
 第六條 本会創立以来、毎年四月より翌年三月まで、前年度の決算を以て算定する。

第七條 書記局長は、本会の事務員より選出する。
 第八條 書記局長は、本会の事務員より選出する。

第九條 書記局長は、本会の事務員より選出する。
 第十條 書記局長は、本会の事務員より選出する。
 第十一條 書記局長は、本会の事務員より選出する。

第十二條 書記局長は、本会の事務員より選出する。
 第十三條 書記局長は、本会の事務員より選出する。
 第十四條 書記局長は、本会の事務員より選出する。

進學規則

第十五條 本会創立以来、毎年四月より翌年三月まで、前年度の決算を以て算定する。
 第十六條 本会創立以来、毎年四月より翌年三月まで、前年度の決算を以て算定する。



會議規則

第十 本収入は収入金に記入し、知事官署報告書及び

第十一 市、支田、市町村、此等に入入し、経理の報告書を

市、支田、市町村、知事官署報告書に記入する。

市町村の報告書

第十 市、知事官署報告書に記入する。

給与規則

第十一 市、知事官署報告書に記入する。

第十二 市、知事官署報告書に記入する。

議事録規則

第十三 市、知事官署報告書に記入する。

第十四 市、知事官署報告書に記入する。

第十五 市、知事官署報告書に記入する。

第十六 市、知事官署報告書に記入する。

第十七 市、知事官署報告書に記入する。

第十八 市、知事官署報告書に記入する。

第十九 市、知事官署報告書に記入する。

第二十 市、知事官署報告書に記入する。

第二十一 市、知事官署報告書に記入する。

第二十二 市、知事官署報告書に記入する。

第二十三 市、知事官署報告書に記入する。

第二十四 市、知事官署報告書に記入する。

第二十五 市、知事官署報告書に記入する。

第二十六 市、知事官署報告書に記入する。

第二十七 市、知事官署報告書に記入する。

第二十八 市、知事官署報告書に記入する。

第二十九 市、知事官署報告書に記入する。

第三十 市、知事官署報告書に記入する。

第三十一 市、知事官署報告書に記入する。

第三十二 市、知事官署報告書に記入する。

第三十三 市、知事官署報告書に記入する。

第三十四 市、知事官署報告書に記入する。

第三十五 市、知事官署報告書に記入する。

第三十六 市、知事官署報告書に記入する。

第三十七 市、知事官署報告書に記入する。

第三十八 市、知事官署報告書に記入する。

第三十九 市、知事官署報告書に記入する。

第四十 市、知事官署報告書に記入する。

第四十一 市、知事官署報告書に記入する。

第四十二 市、知事官署報告書に記入する。

第四十三 市、知事官署報告書に記入する。

第四十四 市、知事官署報告書に記入する。

第四十五 市、知事官署報告書に記入する。

第四十六 市、知事官署報告書に記入する。

第四十七 市、知事官署報告書に記入する。

第四十八 市、知事官署報告書に記入する。

第四十九 市、知事官署報告書に記入する。

第五十 市、知事官署報告書に記入する。

ふし

月臨天之清苦難堪也
編者：吳 興
發行：吳 興
印刷：吳興平印書局
編者：吳 興

No. 86

春斗情報特集号

972.5.20

先行大手五社の集、合交渉確力
答突破により十八日の「不」を中止

[illegible]

このストライキを調整し、大手大社と石炭組合に「聯合交渉」をせよといいたが、五月一日大争議となり、「聯合交渉に調停はない」との回答がよけられた。

回答書の内容は以下のとおり。

昭和四十七年五月一日

三井鉱山株式會社

社
會
團
員

日本製鋼所組合

中央執行委員會 張 啓 和 夫 國

四
答
書

[illegible]

上

（三番、北風、太平洋の赤土より同文の四葉あり）

陽和四年五月十五日

伴友石炭紀植物化石

代表取締役 武田 運 郎

日本製鋼所株式會社

中支銀行委員長 堀 和 次

四
各
書

御奉和の通り当社は昨年東二山の閉山を行ふ、幸平一山に注意を集中して居りますが、随々の事情より又

不安定した経営状態とはいえない現状であります。

加えて、昨年二山閉山時における交渉経緯及び関係業者の対応等もあつて、四七年度資金調合交渉に参画することはあらゆる面から極めて困難な状況にありますが、該協の事情も勘案し、当社はしては昭和四七年四月一十七日付をもつて貴社より申入れのありまじに緊急交渉については、参加することと致し、その上で御返承下さい。

疑いては、得難く上げている通り、他方としては對英國保安の要點から、全額要求のあつた資金、及び割当、脱出のふでなど、此方との國に取つて保つべき要點手段、じつ然、せき城、諸般手当についても、他方同種労働条件全般の問題として、一基軸保たしぬいと志願しおろすので貴方の協力を希望いたします。

以上

十八日のストライキは中止

第三八則中「一・七」は以上のとおり聯合交渉の確立にもない。十八日一書房から入るととにたてていた発行本部の二週間ストライキを中止することを決定、指示した。



立憲大之進歩会
(編輯人) 大野 謙
世界進歩中新聞社刊
第1355

No 87

春斗情報

特集
号集

*72.522

交渉決裂すれば交渉団は帰山 体制確立の爲めオルグ行動(中斗交渉団で 意図統一)

五月十七日午後、前「八四労働会」争議委員会からびて、先行支団の代表者止斗で開成する第一回の交渉団会
議を開議した。

中斗も及び交渉団会議は、組合交渉が確立するまでの経過の報告をうけ、これを確認したあと、指令用
文(中斗)もついて、各団の斗争の進め方について、次のとおり意見統一した。

① 組合交渉の要諦
十八日 第一回組合交渉(十二時二十分)
十九日 第二回組合交渉(十時十一時)

次する
会社側は経理説明を行うと考えられるが、交渉団は二日中止までの期間付差違調整者を要
す。

② 保安日について
「保安日」の交渉は、会社側の保安制度者の出席をもとめる。

③ 五月十五日の会社側各々組合交渉が確立したので、先行斗争支団の十八日の二回時間ストを中止するこ
とを決定し、たまたに覆得をした。(へ世報)

④ 「中斗受二」組合交渉が確立したので、五月十八日までの「三スト」を中止せよ。後方「」
全農会等

⑤ 石炭業、炭業等をもくめて、全炭業と洋炭をとりながら、可能な限り組織についても多調を要する
よう努力する。

⑥ 労友の状況等
住友の労友問題は、三〇号指令をもち、全炭業の中で解決することを再確認し、具体的要求は「小交
議会」で協議し、中斗で決定する。

⑦ 以上について、重要統一したあと、労働二団体(後方、全炭業、炭業)について行つてきた、炭業年金につい
ての町政府交渉、労資本交渉の経過と問題点について報告をうけ、これを確認した。

⑧ また、炭業別には炭田中斗で決定するが交渉が失敗して二日ストライキに突入した場合は、交渉団は先大
に帰山し、体制強化の爲めオルグ活動を実施することを意思統一した。

組合交渉はダメ——第一回組合交渉ひらぬ(十八日)

大手五社の第一回組合交渉は、石炭組合会議室において五月八日(二時三〇分)より約五十分間にわた
り開かれた。

双方の交渉団は自分たちの会社側より、「この組合交渉において連戦手段、じん熱、北斗、後斗もすべて
決したいので、御努力願いたい」との申し出があったが、組合交渉団は、交渉の進め方などについて次のと
う方針を示した。

① すでに要求書を提出して一ヶ月になるので、十分検討する時間はあつたと思つて、早急に具体的な結果を

- 表示せよ。
- (1) 組合交渉について、当方は従来どおり、ムースを交渉をせんから、早急に解決できるように申入れた。金社がストライキを命じたならば応じたいという態度をとるようでは、問題を解決はのぞめない。十分注意せよ。
- (2) この組合交渉で選手、じん部、北平、敬亭、も解決したいという申入れだが、当方の交渉にはその種間がないので、応じられない。
- (3) 後方日については、技術的な問題も含まれるので、このメンバーだけでよく、後方関係者を招くことも必要だと考えられ、どうぞ。
- (4) 解決する問題がなければ、二日より東方行使に参入する。従って、ストを解除できる状態を、二二日を以て決定せよ。
- (5) 組合交渉はしないので、そのことを旨めて解決せよ。
- (6) これに対し金社は
- (1) 金社交渉については、従来同様努力した結果であって、ストを解いたら、窓口を開いたのでは無い。
- (2) 資金、設備問題、後方日について現行体制中であり、しばらく時間を与えてほしい。後方関係については、五社には当事者側がない。この問題の取扱いの主体は現行でない。
- (3) 後方日についても、できれば、この交渉メンバーで解決したい。
- (4) 二二日にストライキをうつということだが、能力問題とするより努力するつもりだ。
- (5) 後方交渉は好むものではないが、ストを回避するためにも持たない事情があれば別だ。
- 以上のようにな態度を示した。
- この金社側の態度をめぐり論議が行われたが、後方年金については最後まで自費者能力だということでは必ずしう。後方年金については、「後方年金については、専ら後方でストライキを命じて解決するつもりである。そのつもりで検討せよ」と申入れて、交渉を打ち切った。

以上

西鉄バスの運行時刻が次のように変更される。

組合員 交代

時刻	行き	行き
6	49	33
7	24 19 59	08 28
8	23 52	08 33
9	18 52	07 33 52
10	22 33	33
11	09 31	08 43
12	08 42	11
13	51	08 31
14	22 44	23 53
15	09 48	23
16	28 48	06 28 53
17	14 57	33 53
18	38	23
19	14 40	02 58
20	09	53
21	26	33

ON 富炭油石炭専用鉄道については、石炭鉱業管理公団が管理し、炭鉱団地にもなる機構については閉山又付金交付制度に準ずる取扱いをする。

(3) 近代化する船舶の問題については、実際に際立つるよう、その制度を改善する。

(1) 従来の助成措置に加えて、正育き労働条件の確保改善のため、特別補助金制度を創設する。補助金の金額は、児童の引上額を勘案して毎年決定する。

130 (10) 安室財給金、お内帯格探頭整備拡充等補助金などを拡充し、一定額を炭鉱間格差の調整に充てる。

(11) 閉山交付金については、別添の補償を原則とし、閉山によって、引続き稼働している炭鉱の経営に

源夫を文障を来たさないようにする。
保安確保

新らしい設備を施す保安管理・監督機構を整備する。とくに地震被害に对应する坑内労働環境を改善し、ガス防止設備、ガス検知・自然発火、山ハネ、高圧対策等に万全を期す。また保安専用機関

補助金等の充実をはかる。

(三) 産業地域振興対策を計画的にたかこさい、奨励あるものとする。

では、増収に重大な打撃をあてまないよう万全の措置を講ずる。

問題を調べることに。

八〇、六〇、四〇の過減率とする。

道義者対象その他

120 幾度地石炭各用鉄道労働者についても、炭氣難燃者臨時救急法を適用する。

④ 其の他

とすること。

石炭の産出

田をかこなること。

新政策に際する国策野望の整備のために、つぎの点を検討すること。

として採用する。

「さういふにせう。」

機構改革答申

賛成 二九一票で

確認される。

たいに運営作業準備？

新機構の準備作業は、既に済んで、組合部活動も十分行なわれる。組合一般投票は、二〇日より、二五日各二
と、本格的な活動。次のように行う予定。これについて、新機構の準備を、たのむ。組合部活動準備は、
おかりす。

投票結果報告 (投票総数 五八票 投票率 六八・五%)

賛成 二九一票 反対 六三票 賛成 六票 組織 二票
以上より、総票数 五三〇票に対し、過半数も三六票を八パーセントで、います。

居住区別 投票数

居住区別	総票数	賛成数	投票率
安町	92	62	67・4
文区	92	65	70・7
中区	52	36	69・2
南区	52	38	73・1
東区	55	42	76・4
西区	56	38	67・9
平和区	61	43	70・5
運動区	70	38	54・3
合計	530	362	68・3



全國鞍山保安週間實施計畫

[illegible]

湖、舟は、舟子、つゝ、た、主、也、に、人、た、り、に、よ、る、を、た、の、料、也、と、す、め、六、月、本、日、は、ま、に、似、に、候、候、に、ア、シ、ビ、(初夏)と、い、ふ、事、也、
乃、ち、の、感、を、取、り、し、り、た、。

包
明

國を東洋の藩を屬せしめんとし、保元、美濃を契機に、之、口邊動を起して、直に兵を食ふと欲する。然るに、保元、美濃の藩を屬せしめんとし、保元、美濃を契機に、之、口邊動を起して、直に兵を食ふと欲する。

張其成

大正三〇年六月三〇日

本圖 七月一日 七月七日

卷之四

夜画計成出

[illegible]

恒永昇佛造新圖

扣 折 品	人 費	理 想	金 額	
98% 折扣扣款	500.00	70.0	100	?
98% 折扣扣款	500.00	70.0	65	
計	1000	140	165	同半 % 500

新上野港進針魚

[illegible]

一、報保運計處

松木平池邊	2x3-24	11A	10	
松木平池邊	2x3	11A	10	
松木平池邊	2x3	7x8	120	
松木平池邊	6x2-10	7x8	130	
計	39		276	延米數 627

公休日 14, 11, 18, 25, 26 及 假期

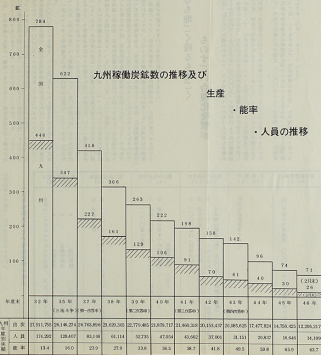
昭和32年以降における九州・北海道地方重大災害(死亡者)調

年次	月	日	災 害 名	災害事由別	死亡者数
32年度	11	25	東 中 飽	北内河洪水	38
33年度	5	7	高 口	+	29
	9	25	大 原	ボス暴発	14
34年度	12	21	山 野	+	7
	12	23	新 人	+	23
35年度	8	20	豊 津	北内河洪水	67
	9	26	和 倉	ボス暴発	13
36年度	3	16	大 辻	北内河洪水	23
	5	7	大 西	北内河洪水	15
38年度	11	9	三 島	阿比久津暴発	438
	12	23	橋	+	11
40年度	4	9	伊 王 島	+	30
	6	1	山 野	+	237
42年度	9	28	三 島	自然河大	7
44年度	9	22	下 山 田	ボス暴発	14

北 海 道

32年度	6	21	堤	ボス暴発	10
33年度	6	9	砂 川	+	10
34年度	2	24	松 島 内	+	14
35年度	10	30	波 島	+	18
36年度	11	30	南 往	+	20
48年度	2	22	夕 張	+	62
	3	22	夕 張	+	12
41年度	11	1	青 島	+	16
	1	28	美 瑛	+	24
43年度	5	12	美 瑛	北内河大災	12
	7	30	早 和	+	31
44年度	4	2	虎 沢	ボス暴発	19
45年度	12	15	砂 川	+	19
46年度	7	17	松 島 内	ボス受迫	39

注 全数別は翌年である。



○ 補償金の算出

$$\text{直税入} \left\{ \frac{A}{\text{前年の同月} \times 0.25 + \frac{121.5}{8 \text{ 同月}} \times 1.25 \right\} \times \text{建設中の同月}$$

○ 補償金の算出

$$\text{直税入} \left\{ \frac{A}{\text{前年の同月} \times 0.25 + \frac{121.5}{8 \text{ 同月}} \times 1.25 \right\} \times \text{建設中の同月}$$

○ 補償金の算出

○ 補償金の算出

$$(A+B+C+D) \times \text{係数}$$

災害補償

○ 果樹上の死七

金一封 (前収を前月より、其の総二二同月より)

前収 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

其の総 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

前収 二二〇〇円より 其の総 二二〇〇円に改正

其の総 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

前収 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

其の総 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

前収 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

其の総 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

前収 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

其の総 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

前収 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

其の総 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

前収 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

其の総 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

前収 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

其の総 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

前収 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

其の総 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

前収 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

其の総 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

前収 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

其の総 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

前収 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

其の総 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

前収 二二〇〇円を 二二〇〇円に改正

547号定

電機設備負荷標準額、技術設備標準額及び基本給一覽表

内外 機	種 別	負荷給 標準額	総電一 技術 設備標準額 (電機設備標準額)	基本給 標準額	計
内 機	往 来 機	2168	(7598)	864 ²	2022 ²
	A	998	(649 ⁺)	-	1862
	B	978	(636 ⁺)	-	1862
	A	968	(616 ⁺)	-	1812
	B	928	-	-	1792
	C	908	-	-	1772
	煤炭火	978	7598	-	1862
	潮流火	978	(636 ⁺)	-	1862
	輸 送	983	-	-	1867
	特殊 煤炭火	-	850 ²	-	1714
外 機	1. 煤炭火、出工、車道火工、デ モシヤ手	-	830	-	1694
	2. シンガ、指差手、デモ シヤ手	-	810	-	1674
	3. 煤炭火、煤炭火	-	790	-	1654
	4. 火薬力	-	770	-	1634
	特殊 煤炭火	-	760	-	1624
	1. 煤炭火、出工、煤炭火、 煤炭火、煤炭火	-	760	-	1614
	2. 指差手	-	760	-	1604
	3. 煤炭火、出工、特殊火	-	730	-	1594
	4. 圧縮機風機標準額	-	720	-	1584
	5. 特殊煤炭火 (220V標準)	-	* (764) 655	(1000) 864	(1764) (1519)

注 1. 煤炭火標準額のうち、水力関係の煤炭火、水力輸送については標準額に對する時間標準額を含有。
2. 煤炭火のうち、12時間標準のもの賃金は夫々 $\frac{1}{9}$ を附加した金額である。(附)。